Ｑ＆Ａ

平成28年7月29日

平成30年5月1日更新

令和元年11月28日更新

令和３年１月７日更新

Ｑ１．ガス小売事業の登録申請書等はどこに提出すればよいのか。

Ａ１．以下のいずれかに該当する場合は、資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室（経済産業省別館５階５３５号室）で提出を受け付けます（月曜日から金曜日までの午前９時３０分から午後６時１５分まで）。登録申請書は同室に御持参いただくか、郵送で御送付ください。

1. ガス小売事業に係る業務を行う区域内におけるガスメーターの取付数が１００万戸を超える場合（平成30年3月31日時点：東京ガス株式会社、東邦ガス株式会社、大阪ガス株式会社、西部ガス株式会社の供給区域内でガス小売事業に係る業務を行う場合が該当します。）

②ガス小売事業に係る業務を行う区域が二以上の経済産業局の管轄区域内にある場合（東京と大阪で小売供給を行おうとする場合や、小売供給は大阪だけで行うが、苦情処理等のコールセンターは東京に設置している場合などが該当します。）

【郵送先】

　　　〒１００－８９３１

　　　東京都千代田区霞が関１丁目３番１号

　　　資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

　　　　ガス小売事業登録担当　宛て

上記のいずれにも該当しない場合は、ガス小売事業に係る業務を行う区域の存在する経済産業局の担当課室にご提出下さい。

　（参考）

　・各地方経済産業局の管轄区域及び受付窓口について（別紙）

Ｑ２．登録申請をしてから登録までどのくらいの日数がかかるのか。

Ａ２．標準的な処理期間として１月を想定しております。なお、登録申請が集中した場合などは、それ以上の期間を要する可能性があります。

Ｑ３．登録申請に対し登録がされた場合、その旨が申請者に通知されるのか。

Ａ３．ガス事業法の規定に基づき、経済産業大臣又は経済産業局長から申請者宛てにガス小売事業者として登録した旨の通知文書を発出します。

Ｑ４．自社ガス発生設備等を保有していない（販売するためのガスは全て他社から調達する）が、ガス小売事業の登録は可能か。

Ａ４．ガス発生設備を保有していないことをもって直ちに登録を拒否することはありません。登録申請書において、需要に対する供給能力がきちんと確保されていることが確認されれば、自社ガス発生設備等を保有していなくとも登録されることになります。

Ｑ５．登録番号は申請書を提出した順番に割り振られるのか。

Ａ５．登録に係る審査が終了した（経済産業大臣又は経済産業局長が登録をした）順番に登録番号を割り振ります。

Ｑ６．ガス小売事業者として登録されている事業者について、どのように確認できるのか。

Ａ６．ガス小売事業者のリストを経済産業省（資源エネルギー庁）のホームページに掲載しています。

Ｑ７．事業開始時の供給能力を証明するための契約が単年度契約等により現時点ではないが、「相対契約」として記載してよいか。また、どのように記載すればよいか。

Ａ７．相対契約の欄に記載してください。契約締結日、契約期間は予定で構いません。その際、当該契約を締結する旨の覚書、更新が約束されている契約書の該当部分、契約先とのメール等、その供給能力を確保できる見込みがあることを証明するための資料を別途御提出ください。資料等がなく供給能力として証明できない場合は、別の方法で供給能力を確保してください。なお、契約の変更や追加等により供給能力の確保に関する事項に変更が生じた場合は、変更登録を受けることが必要になります。

Ｑ８．定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は原本の提出が必要か。

Ａ８．定款は写しで構いません。登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は原本を御提出ください。

Ｑ９．これからガスの販売を開始しようと考えており、定款及び登記事項証明書の目的にガスの販売に関する記載がないが、問題ないか。

Ａ９．問題ありません。定款及び登記事項証明書は現時点のものを御提出ください。

Ｑ１０．新しく設立された会社であるため、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書がないが、どのようにすればよいか。

Ａ１０．最近の類似書類を御提出ください。

Ｑ１１．役員の履歴書は全員分の提出が必要か。

Ａ１１．全員分を御提出ください。なお、履歴書の様式は自由です。

Ｑ１２．最大ガス需要や供給能力の確保、ガス小売事業を行う体制等がまだ決まっていないが、ガス小売事業の登録はされるのか。

Ａ１２．ガス小売事業の登録に際しては、最大ガス需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みやガス小売事業を適正かつ確実に遂行できる見込み、小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みなどについて審査を行いますので、計画段階のものであってもできる限り詳細に体制について御説明及び資料の提出をしていただく必要があります。審査を行った上で必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる場合やガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる場合には登録が拒否されることになります。

（参考）ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12・09・28資第8号）

各地方経済産業局の管轄区域及び受付窓口について（別紙）

○北海道経済産業局

管轄区域　北海道

受付窓口　北海道経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業室（札幌第１合同庁舎４階）（月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分まで）

郵送先　　〒０６０－０８０８

北海道札幌市北区北８条西２丁目

北海道経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業室

ガス小売事業登録担当　宛て

○東北経済産業局

管轄区域　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

受付窓口　東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（仙台合同庁舎Ｂ棟４階）（月曜日から金曜日までの午前８時４５分から午後５時３０分まで）

郵送先　 〒９８０－８４０３

宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号

東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課

ガス小売事業登録担当　宛て

○関東経済産業局

管轄区域　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県（磐田市、湖西市、浜松市（平成１７年６月３０日における旧周智郡春野町の区域を除く。） 及び袋井市（平成１７年３月３１日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）

受付窓口　関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（さいたま新都心合同庁舎１号館８階）（月曜日から金曜日まで（祝祭日・年末年始を除く）の午前９時から午後５時まで（午後０時から午後１時までを除く））

郵送先　　〒３３０－９７１５

埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課

ガス小売事業登録担当　宛て

○中部経済産業局

管轄区域　岐阜県（飛騨市（平成１６年１月３１日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和３１年９月２９日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成１６年２月２９日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）を除く。）、愛知県、三重県、静岡県のうち磐田市、湖西市、浜松市（平成１７年６月３０日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成１７年３月３１日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）

受付窓口　中部経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室（中部経済産業局総合庁舎３階）（月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時まで）

郵送先　　〒４６０－８５１０

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番２号

中部経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室

ガス小売事業登録担当　宛て

○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局

管轄区域　富山県、石川県、岐阜県のうち飛騨市（平成１６年１月３１日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和３１年９月２９日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成１６年２月２９日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）

受付窓口　中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス事業課（月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分まで）

郵送先　　〒９３０－０８５６

富山県富山市牛島新町１１番７号富山地方合同庁舎３階

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス事業課

ガス小売事業登録担当　宛て

○近畿経済産業局

管轄区域　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

受付窓口　近畿経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（大阪合同庁舎１号館５階）（月曜日から金曜日までの午前９時３０分から午後５時まで（午後０時から午後１時までを除く））

郵送先　　〒５４０－８５３５

大阪府大阪市中央区大手前１丁目５番４４号

近畿経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課

ガス小売事業登録担当　宛て

○中国経済産業局

管轄区域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

受付窓口　中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室（広島合同庁舎２号館４階）（月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分まで）

郵送先　　〒７３０－８５３１

広島県広島市中区上八丁堀６番３０号

中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室

ガス小売事業登録担当　宛て

○四国経済産業局

管轄区域　徳島県、香川県、愛媛県、高知県

受付窓口　四国経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（高松サンポート合同庁舎５階）（月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分まで）

郵送先　　〒７６０－８５１２

香川県高松市サンポート３番３３号

四国経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課

ガス小売事業登録担当　宛て

○九州経済産業局

管轄区域　福岡県　佐賀県　長崎県　熊本県　大分県　宮崎県　鹿児島県

受付窓口　九州経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（福岡第一合同庁舎 本館７階７２０号室）（月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時まで（午後０時から午後１時までを除く））

郵送先　　〒８１２－８５４６

福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号

九州経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課

ガス小売事業登録担当　宛て

○内閣府沖縄総合事務局

管轄区域　沖縄県

受付窓口　内閣府沖縄総合事務局経済産業部石油・ガス課（那覇第２地方合同庁舎２号館９階）（月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分まで）

郵送先　　〒９００－８５３０

沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号

那覇第２地方合同庁舎２号館

内閣府沖縄総合事務局経済産業部石油・ガス課

ガス小売事業登録担当　宛て